

INDEX 目 次

ダイジェスト版（1）①：15分

1. 社会保険制度
2. 公的年金制度の仕組み
3. 国民年金の給付の目的
4. 国民年金の事務運営の全体像
5. 市町村：法定受託事務（法第3条第3項）
6. 市町村：協力・連携事務
7. 国民年金の被保険者（法第7条、法附則第5条）

■ 講義中の法令、略令の一例 ■

- ・法第3条第3項……………国民年金法第3条第3項
- ・法附則第5条……………国民年金法附則第5条

INDEX 目 次

ダイジェスト版（1）①：15分

- 8. 国民年金の被保険者の具体例（法第7条、法附則第5条）
- 9. 被保険者の資格の取得の時期（法第8条）
- 10. 被保険者の資格の喪失の時期（法第9条）

※ 確認問題

■ 講義中の法令、略令の一例 ■

- ・法第3条第3項……………国民年金法第3条第3項
- ・法附則第5条……………国民年金法附則第5条

社会保険制度

社会保険制度

年金保険

医療保険

介護保険

雇用保険

労働者災害
補償保険（労災保険）

国民年金

- ・昭和34年4月
国民年金法の公布
- ・昭和34年11月
無拠出制福祉年金の実施
- ・昭和36年4月
拠出制国民年金制度の実施
（国民皆年金）の実現

厚生年金保険など

- ・昭和17年
労働者年金保険法の制定
（昭和19年に厚生年金保
険法に改称）



公的年金制度の仕組み

上乗せ年金
(2階)

基礎年金
(1階)

厚生年金保険

共済年金※

※ 2 階部分のうち
共済年金は、平成
27 年 10 月に厚生
年金に一元化されま
す。

国民年金
(基礎年金)

(自営業者等)



第 1 号被保険者

(会社員)



第 2 号被保険者

(公務員等)



(第 2 号被保険者
の被扶養配偶者)



第 3 号
被保険者

国民年金の給付の目的



老齢
年金



障害
年金



遺族
年金



毀損防止

国民生活の安定

国民の共同連帯

健全な国民生活の維持・向上

国民年金の事務運営の全体像①

厚生労働省

制度改正の周知等
事務費交付(※1)
連絡調整

〔※1 事務費の交付は年金局が行い、
事務費交付に係る事務は地方
厚生(支)局が行う〕

厚生労働省は
財政責任及び
管理運営責任
を担う

各種認可等
連絡調整

市 町 村

連絡
調整

協力
連携
事務
(※2)

日本年金機構
(年金事務所等)
業務運営を担う

法定受託事務
協力連携事務(※2)

〔※2 協力連携事務 (例示)
・被保険者への納付督促
・被保険者への口座振替等の促進
・被保険者や受給者等への広報・相談
・日本年金機構への所得情報の提供
etc.〕

適用・徴収・給付

被
保
険
者
・
受
給
者
・
事
業
主

国民年金の事務運営の全体像②

厚生労働大臣の権限の委任について

厚生労働大臣の権限の一部は地方厚生局長あるいは地方厚生支局長に委任する旨の規定（法第109条の9）がある。

日本年金機構について

厚生労働大臣の権限や事務の多くは主に日本年金機構に委任・委託されており、これらの事項は法第109条の4から法第109条の12（法第109条の5（財務大臣への権限の委任）及び法第109条の9（地方厚生局長等への権限の委任）を除く）で詳細に規定されている。

- ・日本年金機構は、日本年金機構法に基づく、非公務員型の公法人となっている。日本年金機構は東京に本部が設置されていて、全国にブロック本部、事務センター、年金事務所が設置されている。
- ・地方厚生（支）局、年金事務所、事務センター、ブロック本部などは、各市町村と協力して、国民年金の窓口事務を実施することになっている。

国民年金の事務運営の全体像③

市町村事務について

国民年金法が
事務の一部を
市町村が行う



国民年金制度が住民基本台帳や地方税制度などと密接に関係しており、このような地域住民を対象とする国民年金の事務が地方公共団体の事務と密接不可分の関係にある。



地域住民に身近な市町村窓口で各種の手續や申請を行えることが、被保険者の利便性に繋がるとされている。

市町村：法定受託事務（法第3条第3項）

I 法定受託事務

国民年金法等の規定により、市町村長(特別区の区長含む)が実施することとされている主な事務

法定受託事務の主な内容	根拠条文
1. 被保険者（第2・3号被保険者を除く。）の資格の取得・喪失、種別の変更、氏名・住所の変更等に関する届出を受理し、その届出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【法12・105、令1の2】
2. 任意加入（高齢任意加入を含む。以下同じ。）及び資格喪失の申出を受理し、申出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【法附則5、平成6年改正法附則11・平16年改正法附則23、令1の2】
3. 任意脱退の承認申請書を受理し、厚生労働大臣に報告すること。	【法10、令1の2】
4. 年金手帳の再交付申請書を受理し、厚生労働大臣に報告すること。	【令1の2】
5. 保険料の全額、3/4、1/2、1/4の免除、学生納付特例、若年者納付猶予の申請を受理し、申請に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【法90・90の2・90の3・平成16年改正法附則19、令1の2】
6. 付加保険料納付・辞退の申出または該当・非該当の届出を受理し、申出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【法87の2、令1の2】
7. 受給権者からの第1号被保険者期間（任意加入期間含む。）のみの老齢基礎年金等の裁定その他給付に係る申請等を受理し、申請等に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【法16、令1の2】
8. 第1号被保険者（任意加入及び高齢任意加入含む。）及び老齢基礎年金を除く受給権者の死亡に関する届出書を受理し、届出に係る事実を審査すること。	【法105、令1の2】

注1）市町村が行う「事実の審査」とは、市町村の保有する公簿（戸籍、住民票、市町村民税課税台帳等）により、住所・氏名・生年月日及び所得の状況等を確認することをいう。

注2）市町村が行う「厚生労働大臣への報告」について、国民年金法第109条の4第1項に基づき、厚生労働大臣の権限に係る事務は日本年金機構に委任されているため、実務においては日本年金機構に報告することになる。

市町村：協力・連携事務

Ⅱ 協力・連携事務

法定受託事務と整理されなかった国民年金事務のうち、被保険者へのサービス向上を図る観点から、厚生労働省、日本年金機構との協力・連携のもと市町村が実施している事務

- 1 資格取得時等における納付督促、口座振替、クレジットカード納付及び前納の促進 （交付要綱 8 の（１））
- 2 国民健康保険等他の公金と併せた口座振替、クレジットカード納付及び前納の促進 （交付要綱 8 の（２））
- 3 保険料納付督促及び制度周知に関する広報記事の広報誌への掲載 （交付要綱 8 の（３））
- 4 市町村において行われる業務や年金制度の周知に関する相談 （交付要綱 8 の（４））
- 5 日本年金機構との合意により行われる各種情報提供 （交付要綱 8 の（５））
 - (1) 「国民年金保険料未納者対策及び社会保険料控除の適正化について」に基づく日本年金機構への情報提供
 - (2) 20歳、34歳及び44歳到達外国人の情報提供
 - (3) 電話番号の情報提供
 - (4) 法定受託事務以外の各種申請書及び届出書等の回送
 - (5) 居所未登録者の再点検（※現在は実施されていない）
 - (6) 日本年金機構との合意により行われる情報提供に必要なシステム修正等
 - (7) 上記(1)～(5)に基づく情報提供以外に日本年金機構との合意により行われる情報提供
- 6 その他地域の実情を踏まえた協力（平成26年度） （交付要綱 8 の（６））
 - (1) 申請免除該当者に係る案内状送付等による申請手続きの周知
 - (2) 短期証の交付に係るシステム修正等
 - (3) 国民年金被保険者名簿（磁気媒体）に係るシステム修正等
 - (4) 日本年金機構より貸与された窓口装置を用いた「ねんきん定期便」等の年金記録に関する相談の実施
 - (5) 障害者手帳交付者への障害年金請求手続きの周知・案内
 - (6) ねんきんネット業務に係る協力及び「気になる年金記録、再確認キャンペーン」に係る協力
 - (7) 上記(1)～(6)のほか、地域の実情を踏まえ国民年金事業を安定的に運営していくために市町村と厚生労働大臣が特に必要があると認めたもの

国民年金の被保険者①（法第7条、法附則第5条）

国民年金の被保険者

強制加入被保険者

第1号被保険者

自営業者・学生等

日本国内に住所を有している20歳以上60歳未満の農業、漁業、商業などの自営業者、大学生など（第2号被保険者及び第3号被保険者のいずれにも該当しないもの）第1号被保険者に該当する。ただし、老齢厚生年金などを受けることができる者を除く。

第2号被保険者

会社員・公務員等

会社員、公務員など被用者年金制度（厚生年金保険、共済組合など）に加入している者が第2号被保険者に該当する。ただし、65歳以上の者で、老齢厚生年金などの受給権を有する者は除く。
※国民年金の第2号被保険者は、同時に厚生年金保険の被保険者または共済組合の組合員等でもある。

第3号被保険者

第2号被保険者の被扶養配偶者

第2号被保険者に扶養されている配偶者（例：専業主婦である会社員の妻（夫））であって20歳以上60歳未満の者が第3号被保険者に該当する。

任意加入被保険者

国民年金の被保険者②（法第7条、法附則第5条）

強制加入
被保険者

第1号被保険者

自営業者・学生等

日本国内に住所を有している20歳以上60歳未満の農業、漁業、商業などの自営業者、大学生など（第2号被保険者及び第3号被保険者のいずれにも該当しないもの）が第1号被保険者に該当する。ただし、老齢厚生年金などを受けることができる者を除く。

第2号被保険者

会社員・公務員等

第3号被保険者

第2号被保険者の被扶養配偶者



国民年金の被保険者③（法第7条、法附則第5条）

強制加入
被保険者

第1号被保険者

自営業者・学生等

第2号被保険者

会社員・公務員等

会社員、公務員など被用者年金制度（厚生年金保険、共済組合など）に加入している者が第2被保険者に該当する。ただし、65歳以上の者で、老齢厚生年金などの受給権を有する者は除く。
※国民年金の第2被保険者は、同時に厚生年金保険の被保険者または共済組合の組合員等でもある。

第3号被保険者

第2号被保険者の被扶養配偶者

第2号被保険者に扶養されている配偶者（例：専業主婦である会社員の妻(夫)）であって20歳以上60歳未満の者が第3号被保険者に該当する。



国民年金の被保険者④（法第7条、法附則第5条）

国民年金の被保険者

強制加入被保険者

第1号被保険者	自営業者・学生等
第2号被保険者	会社員・公務員等
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者

任意加入被保険者

任意加入被保険者となることができる者は、次のいずれかに該当する者であって、かつ、第2号被保険者および第3号被保険者でないものです。

- ①日本国内に住所を有している20歳以上60歳未満の者で老齢又は退職を支給事由とする年金を受けることができるもの
- ②日本国内に住所を有している60歳以上65歳未満の者
- ③日本国籍を有する者であって、日本国内に住所を有していない20歳以上65歳未満の者
- ④65歳に達したときに老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない者は、年金の受給権の確保を図るための特別措置として、65歳を過ぎていても70歳に達するまでの間であれば、その受給資格期間を満たすまで任意加入する途が開かれています。
(ただし、昭和40年4月1日までに生まれた者に限られます。)

国民年金の被保険者⑤（法第7条、法附則第5条）

任意加入 被保険者

任意加入被保険者となることができる者は、次のいずれかに該当する者であって、かつ、第2号被保険者および第3号被保険者でないものです。

①日本国内に住所を有している20歳以上60歳未満の者で老齢又は退職を支給事由とする年金を受けることができるもの

②日本国内に住所を有している60歳以上65歳未満の者

③日本国籍を有する者であって、日本国内に住所を有していない20歳以上65歳未満の者

④65歳に達したときに老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない者は、年金の受給権の確保を図るための特別措置として、65歳を過ぎていても70歳に達するまでの間であれば、その受給資格期間を満たすまで任意加入する途が開かれています。

（ただし、昭和40年4月1日までに生まれた者に限られます。）



国民年金の被保険者⑥（法第7条、法附則第5条）

任意加入被保険者

任意加入被保険者となることができる者は、次のいずれかに該当する者であって、かつ、第2号被保険者および第3号被保険者でないものです。

①日本国内に住所を有している20歳以上60歳未満の者で老齢又は退職を支給事由とする年金を受けることができるもの

②日本国内に住所を有している60歳以上65歳未満の者

③日本国籍を有する者であって、日本国内に住所を有していない20歳以上65歳未満の者

④65歳に達したときに老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない者は、年金の受給権の確保を図るための特別措置として、65歳を過ぎていても70歳に達するまでの間であれば、その受給資格期間を満たすまで任意加入する途が開かれています。

（ただし、昭和40年4月1日までに生まれた者に限られます。）



国民年金の被保険者の具体例①（法第7条、法附則第5条）

ケース1

1号

1号



自営業



無職

ケース2

1号

1号



自営業



自営業

ケース3

1号

2号



自営業



会社員

ケース4

2号

3号



会社員



無職

ケース5

2号

2号



会社員



公務員



国民年金の被保険者の具体例②（法第7条、法附則第5条）

ケース1

1号

1号



自営業

無職

ケース2

1号

1号



自営業

自営業

ケース3

1号

2号



自営業

会社員

国民年金の被保険者の具体例③（法第7条、法附則第5条）

ケース4

2号

3号



会社員



無職

ケース5

2号

2号



会社員



公務員



被保険者の資格の取得の時期①（法第8条）

	資格取得時期
	その日
第1号被保険者	▶ 20歳に達したとき ▶ 日本国内に住所を有するに至ったとき ▶ 被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる者でなくなったとき
第2号被保険者	▶ 被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者の資格を取得したとき
第3号被保険者	▶ (20歳以上60歳未満の間において) 第2号被保険者の被扶養配偶者となったとき ▶ (第2号被保険者の被扶養配偶者が) 20歳に達したとき

《注》〇〇歳に達した日とは、誕生日の前日を指す。

したがって、例えば、4月1日が誕生日の者は、3月31日が20歳に達した日となる。

被保険者の資格の取得の時期②（法第8条）

	資格取得時期
	その日
第1号被保険者	▶ 20歳に達したとき ▶ 日本国内に住所を有するに至ったとき ▶ 被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる者でなくなったとき

《注》〇〇歳に達した日とは、誕生日の前日を指す。

したがって、例えば、4月1日が誕生日の者は、3月31日が20歳に達した日となる。

被保険者の資格の取得の時期③（法第8条）

	資格取得時期
	その日
第2号被保険者	▶ 被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者の資格を取得したとき

被保険者の資格の取得の時期④（法第8条）

	資格取得時期
	その日
第3号被保険者	▶（20歳以上60歳未満の間において） 第2号被保険者の被扶養配偶者となったとき ▶（第2号被保険者の被扶養配偶者が）20歳に達したとき

《注》〇〇歳に達した日とは、誕生日の前日を指す。

したがって、例えば、4月1日が誕生日の者は、3月31日が20歳に達した日となる。

被保険者の資格の喪失の時期（法第9条）

	資格喪失時期	
	翌日	その日
第1号被保険者	▶ 死亡したとき ▶ 日本国内に住所を有しなくなったとき	▶ 60歳に達したとき ▶ 被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる者となったとき ▶ 日本国内に住所を有しなくなったときに更に第2号被保険者又は第3号被保険者に該当するとき
第2号被保険者	▶ 死亡したとき	▶ 被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者の資格を喪失したとき（第1号被保険者又は第3号被保険者に該当するときは種別の変更。） ▶ 65歳に達したとき（ただし、老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付の受給権を有する場合に限る。）
第3号被保険者	▶ 死亡したとき ▶ 被扶養配偶者でなくなったとき（第1号被保険者又は第2号被保険者に該当するときは種別の変更。）	▶ 60歳に達したとき

確認問題

問題 1

国民年金は、国民年金制度の目的を達成するため、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な給付を行うものとする。

解答



(法第 2 条)

問題 2

第 1 号被保険者となるのは、日本国籍を有し、かつ、日本国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の者に限られている。

解答



(法第 7 条第 1 項第 1 号)

第 1 号被保険者の資格取得において、「日本国籍」を有することは要件とされていません。



INDEX 目 次

ダイジェスト版（１）②：14分

1. 被保険者の種別の変更（法第11条の2）
2. 国民年金の被保険者期間の計算の原則（法第11条）
3. 国民年金の届出（法第12条等）
4. 第3号被保険者の届出（法第12条等）
5. 国民年金の保険料（法第87条～第93条等）
6. 保険料の免除制度（法第89条～第90条の3、平成16年改正法附則第19条等）
7. 保険料の法定免除（法第89条）

■ 講義中の法令、略令の一例 ■

- ・法第11条の2……………国民年金法第11条の2
- ・平成16年改正法附則第19条…平成16年改正国民年金法附則第19条

INDEX 目 次

ダイジェスト版（１）②： 14分

8. 保険料の申請免除（法第90条～第90条の2）
9. 保険料の学生納付特例（法第90条の3）
10. 保険料の若年者納付猶予（平成16年改正法附則第19条等）
11. 保険料の追納（法第94条等）
12. 保険料の時効と後納制度

※ 確認問題

■ 講義中の法令、略令の一例 ■

- ・法第11条の2……………国民年金法第11条の2
- ・平成16年改正法附則第19条…平成16年改正国民年金法附則第19条

被保険者の種別の変更（法第11条の2）

国民年金



20歳

学生

資格の取得

第1号被保険者

22歳

就職

種別の変更

第2号被保険者

40歳

退職・自営

種別の変更

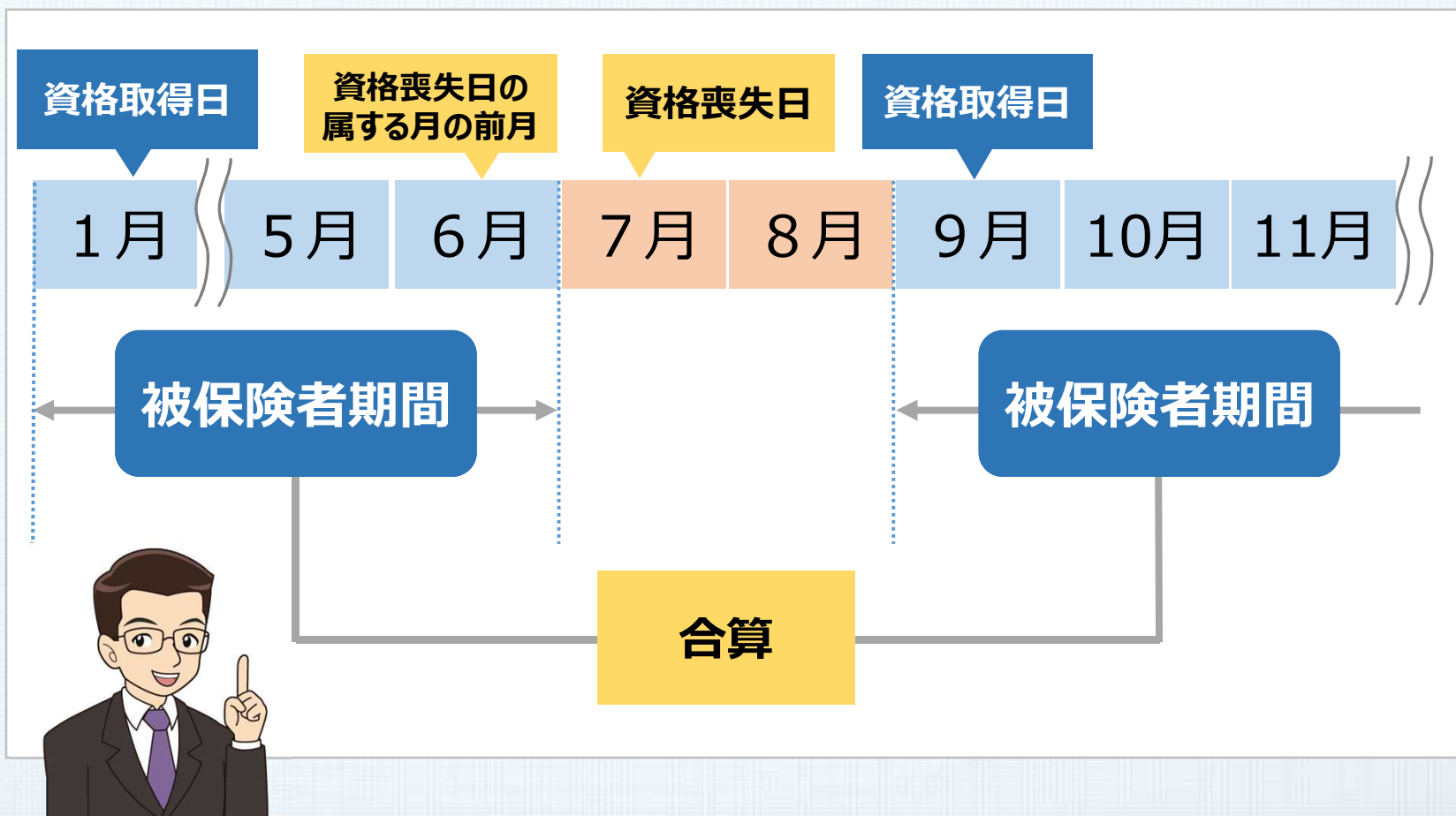
第1号被保険者

60歳

資格の喪失



国民年金の被保険者期間の計算の原則（法第11条）



国民年金の届出（法第12条等）

①資格の取得・喪失 ②種別の変更 ③氏名・住所の変更

届出義務

第1号被保険者又は世帯主は、事実があった日から**14日以内**に市町村長に届け出なければならない。

市町村（長）

報告義務

厚生労働大臣
（日本年金機構）

市町村（長）は、被保険者等からの届出を受理したときは、原則として、受理した日から**14日以内**に、所定の事項を記載した書類等を機構に送付することによって、これを厚生労働大臣に報告しなければならない。



第3号被保険者の届出（法第12条等）

- ①資格の取得・喪失 ②種別の変更 ③氏名・住所の変更
- ④種別確認(配偶者が異なる被用者年金制度間の異動をした場合)

経由

第3号被保険者は、事実があった日から**14日以内**に、事業主又は共済組合等を経由して機構に届け出なければならない。

事業主又は共済組合等

提出

厚生労働大臣
(日本年金機構)

第3号被保険者からの届出を受理した事業主、共済組合等又は健康保険組合は、届書及び添付書類を、速やかに、機構に提出しなければならない。



国民年金の保険料①（法第87条～第93条等）

国民年金の保険料
(第1号被保険者)

=

月額 定額保険料※

※法第87条に規定されている月額の定額保険料であり、厚生労働省または日本年金機構のHP（正確には官報）でご確認ください。

付加保険料

=

400円（月額）

定額保険料に加えて、付加保険料（月額400円）を納めた場合、
年額で【200円×付加保険料を納めた月数】の付加年金が加算されます。

国民年金保険料の納付義務

国民年金保険料を納付することは法律で義務付けられています。保険料を納付しない場合、日本年金機構が委託している民間事業者から納付のご案内がされたり、日本年金機構によりご自身、配偶者や世帯主の銀行口座等の差押えが実施されることがあります。

国民年金の保険料②（法第87条～第93条等）

前納制度

- ▶ 保険料を早めに納めること（前納）により保険料が割引になります。
- ▶ 前納制度と口座振替をセットにすることでさらに割引になります。

早割制度

- ▶ 通常：翌月末日振替
- ▶ 早割：当月末日振替 ⇒ 年間600円（月額50円）の割引

納付方法

納め方

1



「口座振替」で、手間いらず。
口座振替で一定期間の保険料を
まとめて納めると割引になります。
◎ 事前に年金事務所または金融
機関でのお手続きが必要です。

納め方

2



「身近な場所」で、お気軽に。
全国のコンビニエンスストア・金融
機関で納めることができます。
◎ 納める際には、「納付書」が必
要です。

納め方

3



「クレジットカード」で、お手軽に。
◎ 事前に年金事務所でのお手続
きが必要です。

納め方

4



「インターネット」で、スイスイと。
インターネットバンキング等で納め
ることができます。
◎ 事前に金融機関でのお手続き
が必要です。

保険料の免除制度（法第89条～第90条の3、平成16年改正法附則第19条等）

保険料の免除

法定免除

制度

1

障害基礎年金や生活扶助を受けている方に「**法定免除**」制度

現在、障害基礎年金、障害厚生（共済）年金の1級・2級の受給権者、生活保護法による生活扶助等を受けている方、国立ハンセン病療養所、国立保養所などに入所している方は保険料が免除されます。

申請免除

制度

2

経済的に保険料が納められない方に「**申請免除**」制度

収入の減少や失業等により保険料を納めることが経済的に難しいとき、保険料の全額または一部※が免除されます。

※全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除の4種類がある。

納付猶予

制度

3

20歳以上の学生さんに「**学生納付特例**」制度

学生で前年所得が基準以下の人は在学期間中の保険料を納めることが猶予されます。

制度

4

30歳未満の方に「**若年者納付猶予**」制度

30歳未満の方（学生以外）で、働いていないなどの理由で生活に余裕がない場合、保険料が猶予されます。

保険料の法定免除（法第89条）

保険料が自動的に免除(要件に該当した者は届出が必要)

法定免除

- | | |
|---|---|
| ① | 障害基礎年金等（※）の受給権者であるとき
※障害等級1級又は2級の障害厚生年金や障害共済年金など |
| ② | 生活保護法による生活扶助等を受けるとき |
| ③ | 国立ハンセン病療養所、国立保養所等に入所しているとき |



保険料の申請免除（法第90条～第90条の2）

申請免除

全額免除

4分の3免除

半額免除

4分の1免除

①

当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得（1月から6月までの月分の保険料については、前々年の所得）が一定額以下であるとき

②

被保険者又は被保険者の属する世帯の他の世帯員が生活保護法による**生活扶助以外の扶助**を受けるとき

③

地方税法に定める**障がい者**であって、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が**125万円以下**であるとき

④

地方税法に定める**寡婦**であって、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が**125万円以下**であるとき

⑤

失業や天災など保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき

保険料の学生納付特例（法第90条の3）

「**学生等**」であり、かつ、次の要件のいずれかに該当すること。なお、学生納付特例の場合は、学生等である第1号被保険者本人についてのみ所得等の要件が問われます。

（世帯主及び配偶者については所得等の要件は問われません。）

学生納付特例

- | | | | | | |
|------|--|------|--------------|------|----------------------------|
| ① | 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得（1月から 3月 までの月分の保険料については、前々年の所得）が、次の額以下であるとき | | | | |
| | <table border="1"><tr><td>単身世帯</td><td>118万円</td></tr><tr><td>一般世帯</td><td>118万円 + 38万円 × 扶養親族等の数(原則)</td></tr></table> | 単身世帯 | 118万円 | 一般世帯 | 118万円 + 38万円 × 扶養親族等の数(原則) |
| 単身世帯 | 118万円 | | | | |
| 一般世帯 | 118万円 + 38万円 × 扶養親族等の数(原則) | | | | |
| ② | 被保険者又は被保険者の属する世帯の他の世帯員が生活保護法による 生活扶助以外の扶助 を受けるとき | | | | |
| ③ | 地方税法に定める 障害者 であって、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が 125万円以下 であるとき | | | | |
| ④ | 地方税法に定める 寡婦 であって、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が 125万円以下 であるとき | | | | |
| ⑤ | 失業や天災など保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき | | | | |

保険料の若年者納付猶予（平成16年改正法附則第19条等）

「平成17年4月から**平成37年6月**までの間において30歳未満の被保険者期間がある者」であり、かつ、次の要件のいずれかに該当すること。ただし、若年者納付猶予制度は、配偶者が当該要件のいずれにも該当していないときは、受けることができません。

（世帯主の所得の多寡は問われませんが、配偶者の所得の多寡等は問われます。）

若年者納付猶予

①	当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得（1月から6月までの月分の保険料については、前々年の所得）が、次の額以下であるとき <table> <tr> <td>単身世帯</td> <td>57万円</td> </tr> <tr> <td>一般世帯</td> <td>35万円×（扶養親族等の数+1）+22万円</td> </tr> </table>	単身世帯	57万円	一般世帯	35万円×（扶養親族等の数+1）+22万円
単身世帯	57万円				
一般世帯	35万円×（扶養親族等の数+1）+22万円				
②	被保険者又は被保険者の属する世帯の他の世帯員が生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けるとき				
③	地方税法に定める障害者であって、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が125万円以下であるとき				
④	地方税法に定める寡婦であって、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が125万円以下であるとき				
⑤	失業や天災など保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき				

※平成28年7月以降は、若年者納付猶予制度の対象年齢を30歳未満から50歳未満に拡大することとなっています。

保険料の追納（法第94条等）

法定免除あるいは保険料の免除や納付猶予を受けた期間は、将来的に老齢基礎年金を受給することになった際、保険料を納付した場合よりも受給額が低く計算される。



国民年金では、免除（又は納付猶予）を受けた方が、その後、経済的に余裕ができ保険料を負担できるようになった場合に、後から納付することができる追納制度が設けられている。

追納の対象となる保険料

保険料の免除(又は納付猶予)
(承認の月前10年以内の分)



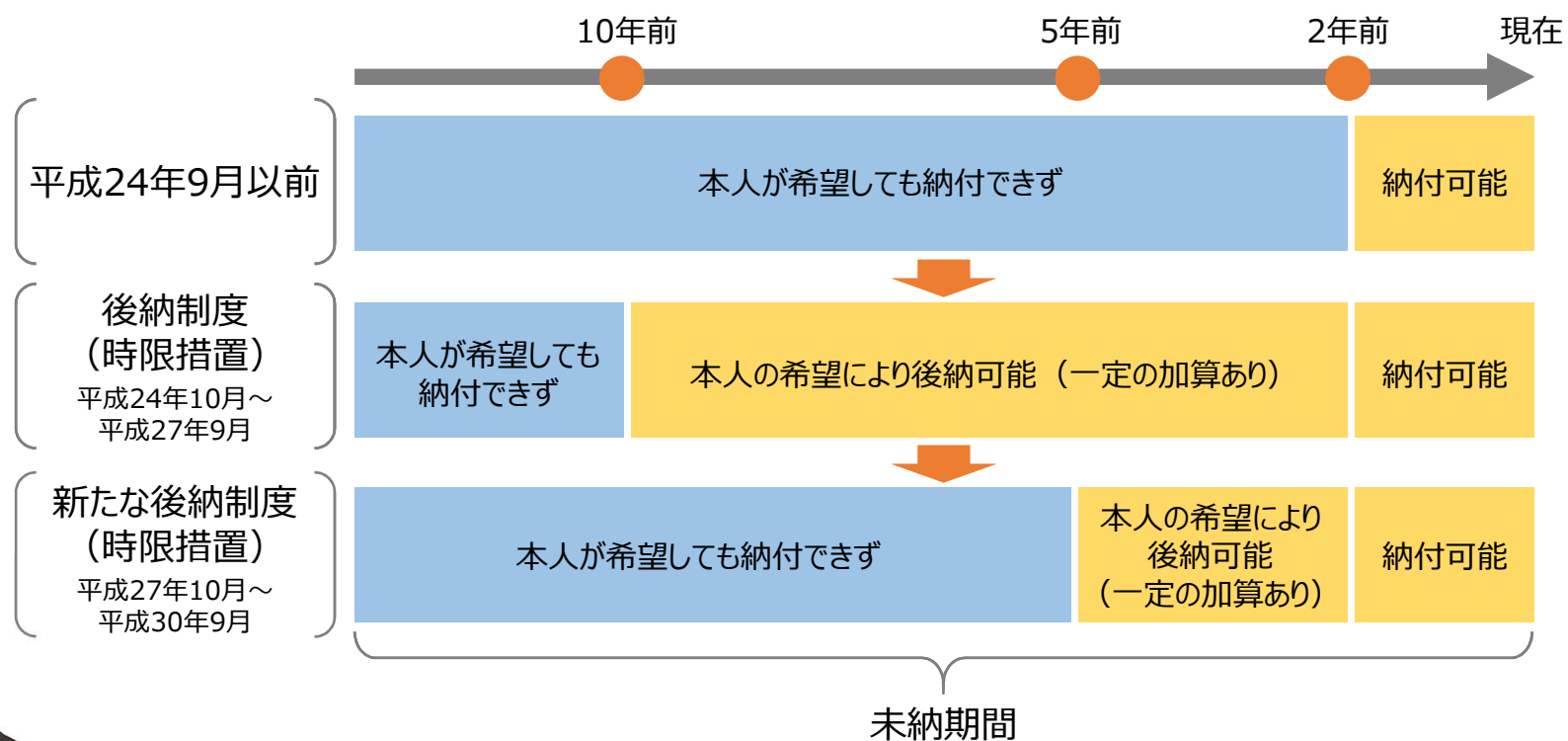
厚生労働大臣
の承認



追納

保険料の時効と後納制度

(参考) 保険料の事後的納付に係る近年の変遷 (イメージ)



確認問題

問題 1

国民年金の被保険者期間の計算の単位として、正しいものを次の中から選びなさい。
ア…日 イ…月 ウ…年

解答

イ (法第 11 条第 1 項)

被保険者期間を計算する場合には、「月」によるものとされています。

問題 2

追納とは、追納が承認された日の属する月前 10 年以内の期間のうち、滞納していた月の保険料を納付することができる制度である。

解答

× (法第 94 条)

追納が認められるのは、「滞納」ではなく、保険料の「免除・納付猶予」の対象となっていた月です。

